

あびら 議会だより



瑞穂地域で成長する
かぼちゃの花

第61号

2021年8月

- 6月定例会
(仮称)安平町立早来小学校・中学校建設
工事請負契約の締結計17件の議案を可決
- 一般質問〔11件〕
7議員が町政を問う！
- 特集
早来北進に建設予定の産業廃棄物管理型
最終処分場に関する議会の対応について

(仮称) 安平町立早来小学校・ 中学校建設工事請負契約の締結 計17件の議案を可決！！

令和3年

第5回

定例会

6月21日～23日

6月21日から23日にわたり開催した第5回定例会では、令和2年度一般会計繰越明許費繰越計算書の報告、和解等専決処分事項の報告、人権擁護委員推薦の諮問のほか、7名11件の一般質問と、5件の条例の一部改正と指定管理者の指定1件、2件の財産の取得、工事委託に関する協定の締結1件、(仮称)安平町立早来小学校・中学校建設工事請負契約の締結3件と、令和3年度一般会計補正予算を含む5会計の補正予算、6件の意見書(案)と、安平町早来北進に建設計画がある「産業廃棄物管理型最終処分場」の請願について審議しました。

審議した案件

報告

◎令和2年度安平町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告

年度内の事業完了が困難である次の新型コロナウイルス関連事業等10件の事業について翌年度に繰り越したことの報告がなされました。

○職員庶務管理システム導入事業(総務管理費)

1009万8千円

○高度無線環境整備推進事業(総務管理費)

1億9007万4千円

○地域医療提供体制施設整備費補助事業(保健衛生費)

3000万円

○新型コロナウイルスワクチン接種対象事業(保健衛生費)

生費)

2855万円

○担い手確保・経営強化支援事業(農業費)

2279万9千円

○道の駅新型コロナウイルス感染症対策事業(商工費)

247万8千円

○道の駅・柏が丘公園一体的プロモーション事業(商工費)※1

※1

49万5千円

○チャレンジショップ整備事業(商工費)※2

1995万8千円

(※1と※2の用語解説は5ページ下段に掲載)

○感染症対応等の学校教育活動継続支援事業(教育総務費)

421万2千円

○感染症対応等の学校教育活動継続支援事業(中学校費)

68万2千円

専決処分の報告

専決処分の報告がなされました。

◎和解及び損害賠償額の決定について

町道遠浅酪農1号線を走行中、車道舗装左側の陥没部がはまり、タイヤホイールが損傷した事故。損害賠償金8290円としたもの。

人事案件

◎人権擁護委員の推薦

人権擁護委員、須貝英子氏が9月30日で任期満了となるため、引き続き同氏を推薦することについて意見を求められ、適任と答申することに決定しました。

条例の一部改正

5件の条例の一部改正について審議を行い、それぞれ原案のとおり可決しました。

▼安平町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定
安平町組織条例の一部改正が行われたことに伴い、経済常任委員会の所管課名を変更するもの。

▼安平町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定

子ども医療費の助成額を初診時一部負担金まで拡大するため、必要な事項を定めるもの。

▼安平町介護保険条例の一部を改正する条例の制定

第1号被保険者介護保険料の低所得者軽減措置の継続に伴い、所得の段階別に減額賦課に係る減額幅の基準額を定めるもの。

▼安平町米麦乾燥調製施設条例の一部を改正する条例の制定

玄米用色彩選別機の更新に伴い、利用料を改定するため必要な事項を定めるもの。

▼安平町子どもための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例の制定

利用者負担の給付単価限度の変更に伴う利用者負担額の変更について必要な事項を定めるもの。

指定管理者の指定

1件の指定管理者の指定について審議を行い、原案のとおり可決しました。

▼道の駅あびらD51ステーションの指定管理者の指定

今年度末で期間満了となる道の駅あびらD51ステーションの指定管理者を指定するもの。

・施設の名称
安平町追分柏が丘49番地1

・道の駅あびら
D51ステーション

・指定管理者

安平町追分本町5丁目17番地1

一般社団法人

あびら観光協会

・指定の期間
令和4年4月1日から
令和9年3月31日まで

財産の取得

2件の財産の取得について審議を行いそれぞれ原案のとおり可決しました。



トレーラーハウスの外観図

▼チャレンジショップ用トレーラーハウスの取得

・取得しようとする財産の種類
トレーラーハウス2台

・契約の相手方
苫小牧市拓勇西町8丁目2番53号

株式会社スノードリーム
代表取締役 真保郵生

・取得の目的
チャレンジショップ用

トレーラーハウス

・取得の方法
随意契約

・取得の価格
1589万5千円

・取得の時期
令和3年9月

・支払方法
全額一括払い

▼除雪グレーダの購入

・取得しようとする財産の種類
車両(除雪車) 1台

・契約の相手方
苫小牧市新明町1丁目3番7号

コマツカスタマーサポート株式会社北海道力

ンパニー苫小牧支店

支店長 石岡弘樹

・取得の目的
町道除雪用グレーダ

・取得の方法
指名競争入札

・取得の価格
2365万円

・取得の時期
令和4年1月

・支払方法
全額一括払い

協定の締結

1件の協定の締結について審議を行い原案のとおり可決しました。

▼安平町早来浄化センター建設工事委託に関する協定の締結

公共下水道安平町早来浄

化センターの改築更新に係る建設工事委託の協定を締結するもの。

・協定の目的
安平町早来浄化センター建設工事委託

・協定の方法
随意契約

・協定の金額
1億600万円

・協定の相手方
東京都文京区湯島2丁目31番27号

地方共同法人 日本下水道事業団

理事長 森岡泰裕

契約の締結

3件の契約の締結について審議を行い、それぞれ原案のとおり可決しました。

▼(仮称)安平町立早来小学校・中学校建設工事(建築主体)請負契約の締結

・契約の目的
(仮称)安平町立早来小学校・中学校建設工事(建築主体)

・契約の方法
一般競争入札

1

・契約の金額

22億1760万円

・契約の相手方

丸彦渡辺・森本経常建設共同企業体

(代表者)

苦小牧市若草町5丁目5番1号

丸彦渡辺建設株式会社

苦小牧支店

取締役専務執行役員支店長 佐藤靖浩

(構成員)

勇払郡安平町追分花園1丁目15番地

株式会社 森本組

代表取締役 及川定行

▼(仮称)安平町立早来小学校・中学校建設工事(電気設備)請負契約の締結

・契約の目的

(仮称)安平町立早来小学校・中学校建設工事(電気設備)

・契約の方法

一般競争入札

・契約の金額

3億3000万円

・契約の相手方

錦戸・大西経常建設共同企業体

同企業体

(代表者)

苦小牧市新明町1丁目1番8号

株式会社 錦戸電気

代表取締役社長 大滝力緒

(構成員)

勇払郡安平町東早来155番地

株式会社 大西電気

代表取締役 大西 治

▼(仮称)安平町立早来小学校・中学校建設工事(機械設備)請負契約の締結

・契約の目的

(仮称)安平町立早来小学校・中学校建設工事(機械設備)

・契約の方法

随意契約

・契約の金額

3億1845万円

・契約の相手方

池田・廣和経常建設共同企業体

(代表者)

苦小牧市川沿町6丁目19番16号

池田煖房工業株式会社

苦小牧営業所 所長 加藤良文

(構成員)

勇払郡安平町早来大町116番地

有限会社 廣和工業

代表取締役 鍋谷敏幸

補正予算

令和3年度各会計補正予算の審議を行い、それぞれ原案のとおり可決しました。

◇一般会計補正予算(第2号)

歳入では令和2年度一般会計決算による繰越金65

88万7千円の増額のほか、

新子育て安心プラン採択で補助率が上がったこと等による保育所等整備交付金1

069万6千円の計上。歳出では農地耕作条件改善事業の面積拡大に伴う事業費

1100万1千円の計上。

歳入、歳出の総額にそれぞれ5429万4千円を追加し、予算の総額を87億2

486万3千円とするもの。

歳出の主なもの

(100万円以上)

○総務費

・コミュニケーション復興事業

423万2千円増

○民生費

・ぬくもりセンター施設管理経費

163万8千円増

業

・しょうがい者自立支援事業

103万2千円増

・児童館運営経費

100万円増

・小規模保育事業所創設事業

213万7千円増

・認定こども園等運営経費

109万6千円増

・子育て世帯生活支援特別給付金事業

575万円増

○農林水産業費

・土地改良事業費

1100万1千円増

・就農促進事業

158万4千円増

繰出金

・公営住宅整備事業

307万3千円減

○教育費

・教員住宅管理経費

444万8千円増

・体育施設管理経費

565万6千円増

歳入の主なもの

(100万円以上)

○分担金及び負担金

・農地耕作条件改善事業負担金

564万1千円増

○国庫支出金

・地方創生推進交付金

811万7千円増

・保育所等整備交付金

1069万6千円増

・子育て世帯生活支援特別給付金事業費補助金

475万円増

・子育て世帯生活支援特別給付金事務費補助金

100万円増

・農地耕作条件改善事業補助金

536万円増

○道支出金

・プレミアム付商品券発行

536万円増

・公共下水道事業特別会計

131万5千円増

・鹿公園管理経費

131万5千円増

・公共下水道事業特別会計

131万5千円増

・公共下水道事業特別会計

131万5千円増

・公共下水道事業特別会計

131万5千円増

・公共下水道事業特別会計

131万5千円増

・公共下水道事業特別会計

支援事業費補助金

800万円増

○繰入金

・財政調整基金繰入金

6億99万円減

・まちづくり基金繰入金

200万8千円増

○繰越金

・前年度繰越金

6588万7千円増

◇令和3年度国民健康保険
事業特別会計補正予算（第
2号）

令和2年度決算による剰

余金1393万3358円

を令和3年度へ繰越整理す

るもので、前期高齢者交付

金返還金及び給付費に対す

る準備金として基金に積み

立てるもの。歳入歳出それ

ぞれ1393万4千円を追

加し、予算の総額を9億7

500万9千円とするもの。

◇令和3年度後期高齢者医
療事業特別会計補正予算
（第1号）

令和2年度決算に伴う歳

計剰余金の整理を行うもの

で、歳出では後期高齢者医

療広域連合納付金に令和2

年度に繰り越された保険料
90万6千円を増額するもの。

歳入では、繰越金に令和2

年度の決算による剰余金90

万6千400円を追加し、

歳入歳出それぞれ90万6千

円を追加し、予算の総額を

1億4050万5千円とす

るもの。

◇令和3年度介護保険事業
特別会計補正予算（第2号）

■保険事業勘定

歳入では介護保険料の滞

納繰越分及び支払基金交付

金の精算と令和2年度決算

に伴う繰越金の整理。歳出

では令和2年度介護給付費

実績報告に伴う国、道、支

払基金交付金の過年度償還

金と歳計剰余金の予備費計

上により、歳入歳出それぞ

れ1億4496万9千円を

追加し、予算の総額を10億

6936万4千円とするもの。

■介護サービス事業勘定

介護サービス収入の自己

負担金及び令和2年度の繰

越金の整理により歳入歳出

それぞれ235万7千円を

追加し、予算の総額を63
0万1千円とするもの。

◇令和3年度公共下水道事
業特別会計補正予算（第1
号）

令和2年度予算の歳入・

歳出額の確定により、今年

度歳入予算へ繰越金727

万3千円を編入し、地方債

協議により下水道事業債を

420万円減額し、これら

に伴う財源調整のため一般

会計繰入金を307万3千

円減額するもの。

請願審査

◎安平町早来北進に建設計
画がある「産業廃棄物管理
型最終処分場」についての
請願

（審議の内容及び結果は次
のページの特集記事をご覧
ください）

意見書

議員から提出された意見
書はすべて原案どおり可決
されました。

① 地方財政の充実・強化に
関する意見書

② 義務教育費国庫負担制度
堅持・負担率1/2への
復元、「30人以下学級」な
ど教育予算確保・拡充と
就学保障の実現に向けた
意見書

③ 2021年度北海道最低
賃金改正等に関する意見
書

④ 国民健康保険料（税）の
さらなる負担軽減を求め
る意見書

⑤ 新型コロナウイルス禍による米危
機の改善を求める意見書

⑥ 林業・木材産業の成長産
業化に向けた施策の充
実・強化を求める意見書

可決された意見書は安平
町議会議長名で衆議院議長、
参議院議長、内閣総理大臣、
総務大臣、外務大臣、財務
大臣、文部科学大臣、厚生
労働大臣、農林水産大臣、
経済産業大臣、国土交通大
臣、環境大臣、復興大臣、
内閣府特命担当大臣（地方
創生・経済財政政策・規制
改革）、北海道労働局長、北
海道地方最低賃金審査会長

に提出しました。

※第四回臨時議会の記事は
8ページから掲載してい
ます

※用語解説

（2ページ）

◆プロモーション

雑誌やラジオ等のマスク
ミヤ、市街地の壁面広告等
を利用した宣伝等により、
集客を図るために行う戦略
的な活動全般のこと。

（2ページ・3ページ）

◆チャレンジショップ

商売を始めたいが経験も
なく、最初から独立店舗で
始めることが困難な人に対
し、家賃や管理費等を一定
期間無償または低額で店舗
を貸し出す制度のこと。
安平町は震災の復興PR
と道の駅やキャンプ場との
回遊につなげ、震災に伴い
空き地が多数生じている早
来地区商店街の活気と賑わ
いづくりを図ります。

特集

早来北進に建設予定の産業廃棄物管理型最終処分場に関する議会の対応について

産業廃棄物最終処分場に関して、議会に対する請願やご質問をお寄せいただくなど町民の皆様は議会の動きについて高い関心を示していただいていることから、今回特集記事として2ページにわたり議会の動きや考え方等について掲載いたします。

町の意見交換会で 議会に寄せられた ご質問について

◆ご質問の内容について

令和3年4月14日に早来町民センターで開催された町主催の早来北進産業廃棄物最終処分場建設に伴う町長との意見交換会において、参加された方から「平成29年に四自治会長から町議会宛てに要望書を提出。その回答が『議会としても足並みを揃え、最終処分場計画阻止について自治会及び町と連携し対応を進めていきます。』という回答をいただいている。今年に入ってから、現職議員数名が今の状況を考えると、いくら考えても阻止はできないと言っている議員がいるみたいですね。それは本当の話なのか、新しく30年の選挙で議員さんが数名変わられてその内容が変わってしまったのかどうか議会議員に確認していただきたい。」という質問が寄せられ、町から議会に対して回答を求められました。

◆現時点の議会の基本的考え方に変わりありません

令和3年7月5日に全員協議会を開催し、各議員の考え方を確認した結果、平成29年に当時の佐藤議長名で回答した考え方に変わりはないことを確認しました。議員の意見の中には、当時と状況が変化しており判断が難しいという意見や、具体的に計画を阻止できる手だてが見いだせないため協定書を締結することを条件に容認せざるを得ないのではないかという意見もありました。

議長が署名を受理

令和3年4月20日、安平の自然を守る会代表の内藤圭子氏から安平町北進で進められている産業廃棄物最終処分場の建設計画に反対する署名、町民546名分と町外関係者339名分、合わせて885名分の署名を牧田弘満議長が受け取りました。

請願の審査について

◆安平町早来北進に建設計画がある「産業廃棄物管理型最終処分場」についての請願審査

■請願の趣旨

請願書は「安平町早来北進に建設計画がある『産業廃棄物管理型最終処分場』に対して安全性と周辺地域の暮らしの影響について議会で検討願いたい。」という内容で、令和3年2月25日に小笠原直治議員を紹介議員として議長に提出、受理されました。

■総務常任委員会における審査経過と結果

令和3年第3回定例町議会総務常任委員会に付託された請願第1号について、4月20日と5月11日に総務常任委員会を開催し、審査を行いました。委員会は紹介議員及び請願者から請願提出の背景や請願の趣旨及び懸念される事項などについて説明を受け質疑を行った後、産廃処理施設の設置

手続き、産業廃棄物処理施設設置許可申請書の生活環境に影響する計画の概要などについて確認を行い、この請願による調査検討を安平町議会として行うべきものかどうかという事について「願意の妥当性」「実現の可能性」「町村・議会の権限に属するか」の3点の基準によって審査を行いました。

願意の妥当性については多くの委員が理解を示したものの、請願に沿った調査の実現の可能性の低さと許可庁である北海道が既に認可している事案で、それを覆すようなことになりかねないこと。北海道では専門の委員に諮問して結果を出していることから、処分場の調査は議会が行うべき問題ではなく、議会の権限から逸脱すると考えられることから、委員会の審査の結果は「不採択とすべきもの」と決定しました。

■委員会における審査結果の報告と動議

令和3年第5回定例議会において、総務常任委員会

における審議の結果報告がなされ、委員長報告に対する質疑終了の後、多田政拓議員から「請願第1号の審査について、特別委員会を設置し再付託することの動議」が出され、成立したことから、直ちにこれを議題として動議の提案説明、質疑・討論を行いました。

動議提案の趣旨は、町民福祉のために行政とともに町民目線に立って深く調査し、町民の付託に因應するため特別委員会を設置し、大変に時間がかかる問題なので議員全員でさらに審議を必要とする考えである旨の提案説明があり、質疑の後の討論では、既に総務常任委員会において審議をしたため、これ以上の審議は必要ないとの意見が出され、起立採決の結果、動議については否決となりました。

特別委員会設置動議否決

議員名	賛否
箱崎英輔	×
小笠原直治	○
吉岡政昭	○
鳥越真由美	×
工藤秀一	×
三浦恵美子	○
梅森敬仁	×
米川恵美子	○
多田政拓	○
工藤隆男	×
田村興文	×
牧田弘満(議長)	-

請願審査の結果

動議により一時中断した「請願」について審議を再開し、討論を行った後、請願を採択することについて起立採決を行った結果、起立少数によって請願は不採択と決定し、令和3年6月25日に請願者3名に対して結果を通知しました。

請願不採択

議員名	賛否
箱崎英輔	×
小笠原直治	○
吉岡政昭	○
鳥越真由美	×
工藤秀一	×
三浦恵美子	○
梅森敬仁	×
米川恵美子	×
多田政拓	○
工藤隆男	×
田村興文	×
牧田弘満(議長)	-



※用語解説

◆請願・陳情について

町への意見や要望があるときは、誰でも請願書や陳情書を議会に提出することができます。ただし、請願書は提出するときは紹介議員が必要ですが陳情書の場合は不要です。

請願は常任委員会等で審査してから本会議で「採択」「不採択」かを決定し(委員会等への付託が省略)

される場合もあります(その結果を請願者へ通知します)。

陳情は、議長が必要があるとき認めるときに請願書の例により処理されますが、議会が関係行政に意見書を提出することを要望するもの等、議会の意思決定に関する陳情は、議員に陳情書の写しを配布し、陳情者に対して写しを配布したことを連絡します。

請願と陳情の違い

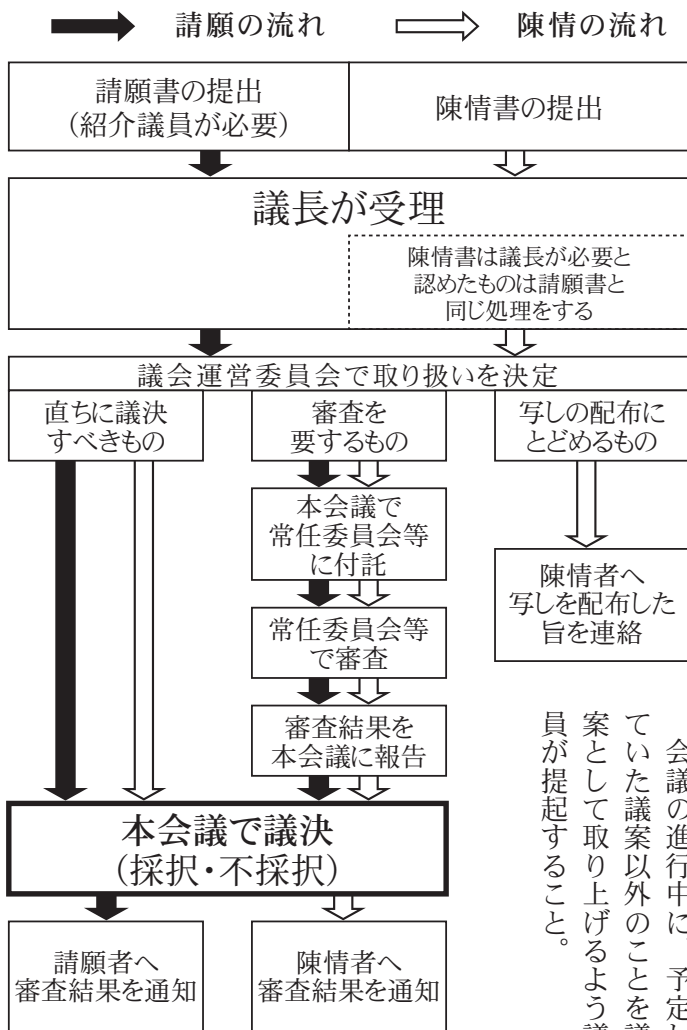
請願は国民に憲法で認められた基本的権利の一つで、地方議会に対して請願を行う場合は、地方自治法や市町村議会規則等に基つき審議が行われます。

一方、陳情も請願同様に国民が意見や希望を述べることを言いますが、審議方法に請願のような法的な定めはありません。

◆動議

会議の進行中に、予定していた議案以外のことを議案として取り上げるよう議員が提起すること。

請願・陳情の流れ



第4回

臨時会

4月28日に第4回臨時議会を開催。2件の報告案件と4件の承認案件、条例の一部改正など11件の議案について審議を行い、原案のとおり可決しました。

専決処分報告

▼柏が丘公園整備工事請負変更契約の変更

準備工のすき取り土の数量確定と、駐車場入口に進入防止及び看板等を設置したため、契約額を増額するもの。

・金額の変更
変更前

1億4337万4千円

変更後

1億4826万9千円

▼準用河川ニタツポロ川災害復旧工事請負契約の変更

法面工の張芝の数量確定及び構造物取壊工等の数量の確定により、契約額を増額するもの。

・金額の変更

変更前

1億1231万円

変更後

1億1391万6千円

専決処分の承認

▼安平町税条例の一部を改正する条例の制定

地方税法の一部改正に伴い、町民税の国外扶養親族の取扱いや各種申告書の提出方法の見直し、軽自動車税にかかる環境性能割に関する規定等について、条例の一部を改正するもの。

▼令和2年度安平町一般会計補正予算(第18号)

予算額に変更のあったものについて整理を行い、歳入歳出それぞれ8729万円を減額し、予算の総額を103億6549万9千円とするもの。

歳出の主なもの

(100万円以上)

○総務費

・その他一般管理経費

1200万円減

・地域情報通信基盤整備事業

846万6千円減

・まちづくり基金積立金

397万9千円増

・個人番号カード等交付事業

227万3千円減

○民生費

・ひとり親家庭等医療費助成経費

101万円減

・子ども医療費助成経費

392万6千円減

・災害救助法事務経費

318万3千円減

・被災者住み替え支援事業

551万2千円減

・災害対策本部経費

248万8千円減

○衛生費

・新型コロナウイルスワクチン接種対策事業

2103万5千円増

○土木費

・町内公園管理経費

590万6千円減

○教育費

・スキー場運営経費

273万4千円減

○災害復旧費

・道路橋りょう災害復旧事業

業

2112万1千円減

・河川災害復旧事業

3991万8千円減

・宅地耐震化推進事業

368万5千円減

○給与費

・職員等人件費

135万6千円減

▼令和2年度安平町国民健康保険特別会計補正予算(第6号)

保険給付費の歳出減額とそれに伴う財源の歳入減により、歳入歳出それぞれ1億4778万9千円を減額し、予算の総額を9億3285万2千円とするもの。

▼令和2年度安平町介護保険事業特別会計補正予算(第5号)

国庫支出金の交付額決定に伴い、歳入歳出それぞれ104万8千円を減額し、予算の総額を10億202万8千円とするもの。

人事案件

◎安平町教育委員会教育長

の任命の同意

教育長の任期満了に伴う教育長の任命同意について、引き続き種田直章氏を任命することについて同意しました。



たねだ なおあき 種田直章氏

同意可決

議員名	賛否
箱崎英輔	○
小笠原直治	○
吉岡政昭	×
鳥越真由美	○
工藤秀美	○
三浦美子	○
梅森敬仁	○
米川恵美子	○
多田政拓	○
工藤隆男	○
田村興文	○
牧田弘満(議長)	-

◎安平町教育委員会委員の任命の同意

教育委員会委員古脚誠幸氏の任期満了に伴う教育委員会委員の任命の同意について、新たに守屋竜起氏を任命することに同意しました。



もり りゅうき 守屋竜起氏

条例の一部改正

▼安平町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定

委員長の任期及び審査の申し出の手續きにおける書面への押印及び署名を不要とすることに關し、所要の規定の整備を図るもの。

▼安平町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定

新型コロナウイルス等対策特別措置法の一部改正に伴い、新型コロナウイルス感染症の定義を改正し、併せて収入が著しく減少した被保険者等に係る保険税の減免申請書の提出期限の特例に關する規定を1年延長するもの。

▼新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための安平町国民健康保険条例に係る傷病手当金の支給に關する条例の一部を改正する条例の制定

新型コロナウイルス等対策特別措置法の一部改正に

伴い、新型コロナウイルスの定義を改正するもの。

▼安平町介護保険条例の一部を改正する条例の制定

新型コロナウイルス等対策特別措置法の一部改正に伴い、新型コロナウイルスの定義を改正し、併せて収入が著しく減少した第1号被保険者に係る介護保険料の減免の特例に關する規定を1年延長するもの。

▼安平町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に關する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に關する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に關する基準等の一部を改正する省令の一部が改正されたことに伴い、主任介護支援専門員を管理者としない取り扱いを可能とするもの。

▼安平町公園条例の一部を改正する条例の制定

都市公園以外のその他の公園において、公園の機能の増進及び設置目的を効果的に達すると町長が認めた場合に、その他の公園の利用期間の制限をその都度町長が定めるため必要な事項を定めるもの。

補正予算

◇令和3年度一般会計補正予算(第1号)

新型コロナウイルス感染症対策事業等の計上等により、歳入歳出それぞれ4204万7千円を追加し、予算の総額を86億7056万9千円とするもの。

歳出の主なもの

(100万円以上)

○総務費

・その他一般管理経費

572万2千円増

・電算機器等管理経費

592万8千円増

・町有施設管理経費

202万円増

・地域公共交通対策事業

354万5千円増

・税務事務経費

245万7千円増

○農林水産業費

・生産振興対策事業経費

116万2千円増

○商工費

・企業誘致推進事業経費

352万円増

・安平町商工会補助金

800万円増

・道の駅運営事業経費

574万8千円増

○教育費

・学校施設管理経費

287万6千円増

歳入の主なもの

(100万円以上)

○国庫支出金

・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

9964万7千円増

金

○繰入金

・財政調整基金繰入金

4631万8千円減

・まちづくり基金繰入金

830万2千円減

・ふれあい基金繰入金

298万円減

1号)

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から傷病手当金の支給を実施するため、歳入歳出それぞれ40万9千円を追加し、予算の総額を9億6107万5千円とするもの。

◇令和3年度介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

■保険事業勘定

介護給付費インターネット請求のための伝送ソフト購入等により歳入歳出それぞれ6万円を追加し、予算の総額を9億2439万5千円とするもの。

■介護サービス費事業勘定

介護予防ケアマネジメント費の報酬改定により、歳入歳出それぞれ6万3千円を追加し、予算の総額を394万4千円とするもの。

次回の定例会は
9月に開催します。

議題から、町議会
が決定しました。
（データ放送）、
ホームページ、
折り込みチラシ
お知らせ

総務常任委員会

所管事務調査

4月20日

地域おこし企業人の活動報告について 説明を受けました



▼所管事務調査
4月20日開催
地域おこし企業人の活動報告について
政策推進課及び地域おこし企業人の(株)Fou nding Base の林賢司氏と、ソフトバンク(株)の宮本直哉氏から映像を交えて、これまでの活動概要と任期中における今後の取組概要について説明を受けました。「委員会付託を受けた安平町早来北進に建設計画がある「産業廃棄物管理型最終処分場」の審査経過については6ページの特集記事をご覧ください。」

令和3年4月から6月までの議長交際費の執行状況

支出月	支出区分	支出内容	支出金額(円)
4月	祝儀	瑞穂ダム水神宮祭奉獻酒	2,058
5月		支出なし	0
6月		支出なし	0
4月から6月 合計			2,058

▼令和3年度の議長交際費の執行状況を公表します。

☆議会・委員会等活動	総務常任委員会	議会改革調査特別委員会	全員協議会	総務常任委員会	議会運営委員会	定例議会
5月11日	6月2日	6月2日	6月21日～23日	6月11日	6月16日	
			7月5日	7月20日	7月21日	

議会用語の解説

◆委員会制度について

社会経済の進展により、行政が著しく多様化・専門化しているため、議会本会だけでは多数の議案を処理したり議員がすべてに通じることが困難になる場合があることから、条例により常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を設置することができま

す。安平町には総務常任委員会、経済常任委員会と、議会運営委員会のほか、現在は予算審査特別委員会、決算審査特別委員会、議会広報特別委員会、議会改革調査特別委員会、復興特別委員会の5つの特別委員会があります。

◆常任委員会とは

第5回定例議会の請願審議の中で総務常任委員会の審議についてお知らせしたこと

から、常任委員会について解説します。常任委員会は、その部門に属する事務の調査及び議

案、請願の審査を行う職務権限があり、安平町議会には安平町議会委員会条例に基づき、議長を除く議員11名で構成する総務常任委員会と経済常任委員会の2つの常任委員会があります。

・総務常任委員会(6名)

安平町の総務課・政策推進課・税務住民課・会計課・健康福祉課・住民サービス課・教育委員会・選挙管理委員会の所管に関する事務及び他の常任委員会に属しない事務を扱います。

委員長 鳥越真由美議員
副委員長 米川恵美子議員

・経済常任委員会(5名)

安平町の産業振興課、建設課、水道課、商工観光課、農業委員会の所管に関する事務を扱います。

委員長 工藤 隆男議員
副委員長 三浦恵美子議員



よねかわ えみ こ
米川恵美子議員

ワクチン接種率と社会生活支援、 接種完了後の町の活性化対策を問う!!

自粛疲れの高齢者をどのように支えるのが！ 高齢者の買物環境の現実をどう捉えてるが！

質問 コロナワクチン接種率と社会生活支援、接種完了後の活性化対策を問う。

答弁 高齢者の接種率は9割近くで6月中に完了。64歳未満は7割ぐらいの申し込み予想で8月11日までに完了予定。支援対策として地方創生臨時交付金は感染拡大防止、雇用の維持と事業の継続に対する。経済活動の回復は強靱な経済構造の構築、地域未来構想やデジタル化関係などに対策算化している。経済対策は町内商工業事業所255の事業者が対象。飲食事業55事業者対象に飲食店応援商品券事業。医療従事者、社会と児童福祉施設の従事者に支援金支給。地域医療体制確保支援事業として支援金支給。アサヒメロン販売促進事業を実施。町独自の支援については北海道と連動してプレミアム商品券発行、あびらポイント事業、早来地域にチャレンジショップ事業。道の駅についてはタワー型の展示ブース。吊り下げ式掲示板設置などをコロナ後の活性化対策を実施

する。

質問 今後の街中賑わいづくりのために、ふれあいセンターいぶきを使用し易いように町が支援出来ないか。子供の遊び場にもなる。

答弁 日常的に活用し手続きも煩雑にならないようにとの提言と思うため今後の参考にさせていただきたい。

質問 町の活性化につながる秋からの諸行事は遂行出来るのか伺う。

答弁 コロナの感染状況によるが町のワクチン接種希望者は盆前には接種完了する。敬老会の頃から実施可能になるように工夫したい。

質問 芸能活動は町の明るさと元気を創造する。芸能活動者が激減しているため支援策が必要ではないか。

答弁 芸能活動、更には社会教育関係団体の活動については地域づくりの中心的な役割を果たしていただき、又本町の社会教育振興の一つの力ギとなつていただいていると認識している。社会教育主事を中心に各団体が自立した活動が行えるように助言と支援をする。

質問 追分地域に体育館を建設してスポーツ振興による健康推進のまちづくりをしようか。

答弁 早来町民センターを耐震化した上に体育館に改修してスポーツエリアの計画。追分公民館は文化的な役割とし機能分担を図りたい。

質問 高齢者は震災に続くコロナ禍により非常に精神的にも体力的にも厳しい状態。認知機能が衰えたケースも見受けるが支援策はどうなってるか。

答弁 地域包括支援員、民生委員、福祉協力員が活動している。足腰しゃんしゃん教室など今までの活動は続けている。認知症サポートの会の会の設立準備をしている。

質問 高齢者の買物環境の現実をどのように把握しているか。広報紙掲載の地域包括支援センターの記事内容は誤解がある。社協の給食サービスの目的は病弱者の安否確認と生活のメリハリをつけるため。又移動販売の紹介は納税義務を果し

ている地元事業者への配慮不足と思うがいかがか。

答弁 地元商店に照会をかけて頼まれたら配達する所は掲載しなかった。住宅前に来る移動販売は良いサービスのため写真入りで掲載した。

一般質問を終えて

準備が早かったワクチン接種は希望者への完了も早い。接種手順も効率良く、職員の能力の高さに感服。秋以後には沢山の笑顔に会える事を期待したい。一方では自粛の影響が大きい高齢者にきめ細かな対応のない事などもどかしい。人間関係の相談では認知症の疑いがあった。買物支援の課題は町外の大手事業所に客が流れるように宣伝しては地元事業者は太刀打ち出来ない。顔馴染で住所も知るお客様に商店が利便性を高めるための智慧はないか。店は無くせない。



とろごえまゆみ
鳥越真由美議員

町の課題解決に『ポイントあびら』の活用を

質問 各団体による資源回収の状況について実態調査は。

答弁 調査は行っていませんが、各団体等の会員減少により、回収を止めているところがあるのは承知している。

質問 町外のポイント付与を行っている民間施設の認識と研究は。

答弁 認識はある。今後、研究していきたい。

質問 今後、ポイントあびらの行政ポイントとして資源回収を扱うことへの研究が必要ではないか。

答弁 今後、ほかの自治体等の事例も参考にしながら調査研究していきたい。

質問 調査研究の方向性は。

答弁 社会的な課題をボランティア的な事に対する行政ポイント付与などの仕組みを通して人が繋がるなど、後押しするようなことを考えている。平成16年にいぶきに設置された空き缶を入れる自動販売機の実例も踏まえ、調査研究していきたい。

質問 ポイントの活用によ

り、小さな困りごとなど、声を上げやすくなる環境を作るなど、地域の課題解決と人材活用に繋げていくことができないか。

答弁 消費者へのサービス向上による販売促進を図り、地域商工業の振興と地域社会へ貢献する事を目的としてスタートしている。そこに行行政ポイントと生きがいポイントを絡めることで、地域経済の活性化に加え、行政サービスへの参加者の増加やボランティア活動への促進を期待して実施している。町民同士が助け支え合う総合扶助体制の構築に向けて検討していきたい。今後、加盟店やカードを所持する方が増えるよう商工会と連携しながら取り組む先進事例なども勉強しながら大きく育つよう検討していきたい。

質問 地域通貨のような形で小さな困り事と人材活用に循環させていけないか。個人情報等の壁の解決に導く可能性があり、基本計画等に反映できないか。

答弁 本来の目的を確立し

ていきながら、様々な問題解決の手段になり得ることから、時間をかけ丁寧に調査していきたい。総合計画の素案を作る段階の中では議論していかなければならぬと押さえられている。

過ごしやすい学校にするための配慮とは

質問 学校教育の中ではこれまで様々な支援が実施されているが、特に性差とジェンダーに対する現段階での扱いと状況は。

答弁 性差については、対応を行う事例は把握していない。ジェンダーフリーなど多様性に対する教育の実施は無い。偏見に基づく言動の防止に努める範囲に留める学習となつている。施設や服装などに対しての配慮の考え方は、現時点では無い。個別対応によつて配慮を行っていくことが適切な対応ではないかと考える。

質問 日本は遅れている。体制を整えることで、親や友達にも言えないことを抱

えている子がわざわざ手を挙げずに過ごせるのでは。

答弁 出来る対応を予め、周知する進め方は可能。個別に言えないことは課題。

質問 様々な人が世の中にいることや性教育も含め、多様性に対応できる育ちの教育環境ができないか

答弁 学習指導要領の中ではジェンダーという言葉は出てこない。配慮、相談体制は整えておくこととなっている。垣根の無い世界の中で生活していくことを考えると、理解なども深めていくような学習活動はしっかりとやっていかなければならないと思つている。

※用語解説

◆ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれついで生物学的性別がある一方、社会通念や習慣の中には社会によつて作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を指すが、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではない。

[内容は議員本人が要約しています]



おがさわら なおし
小笠原直治議員

一方的な変更、学校選択制度導入取止め・ 学校統廃合・議会・地域に、明確な説明なし

町民参画の実施と具体的な方法を提示しない統廃合は、条例無視 教育委員会の強権的な対応

**説明会に参加しただけで、
一方的な変更を了承する
ことになるのか。**

質問 学校再編遠浅地区説明会の経緯と資料概要は。

答弁 施設維持・財政面のメリットから令和5年度義務教育学校開校で統合する事が、より良い教育環境の提供が出来ると考えた。

質問 説明会に参加しなかった保護者の責任として、明確に学校選択制の取り止めと遠浅小の閉校について提示したのか。

答弁 統合の協議を始めていくと説明している。資料を持って帰って、相談等を要請した。新聞報道で知ったとの認識は違っている。

**統廃合は町民参画の
実施と具体的な方法
を提示していない。**

質問 教育委員会は学校存続と選択制導入は提起したが、閉校と選択制の取り止めの手続は行っていない事が、保護者・地域住民から政策提案提出になった。

変更は、誰が決め、議会への説明はいつしたか。

答弁 教育委員の委員会で、変更の方向を、これから協議して行く事を確認した。

**まちづくり基本条例の
中の町民参画推進条例
を理解しない対応。**

質問 義務教育学校建設が町政執行方針に提起されたが、町民から町民参画推進条例に基づいていないとの理由から住民監査請求書が出され監査し、議論の中で存続と選択制導入を決めた経緯があり、一方的な変更は町民に理解されるか。

答弁 教育委員会の委員協議会で協議してきた経緯がありますので、町民参画推進条例については、特に問題は感じてない。

**議会・町民説明を
無視した学校存続・
選択制、取止め。**

質問 学校選択制の取り下げは、議会に説明がない。
答弁 議会の中で説明して

無いとすれば、いま説明を申し上げた。

質問 今の答弁は、如何なものか。令和3年度町政執行・教育行政方針には、学校選択制を止めるとは記載されていない。学校再編推進方針を踏まえた議論については、検討を進めて行く。

検討会を開催し、保護者・地域の声に耳を傾け丁寧に進めるとあるが。

答弁 安平小・遠浅小を令和5年度開校予定の義務教育学校に統合する考えを基本としたと書いてあるので、明確に伝えている。

**追分地区から、小中
学校が無くなるのか。**

質問 教育長は町民の方に追分小中学校を閉校して早来義務教育学校へと示唆したのでは。

答弁 現段階では統廃合を考える規模ではない。

質問 令和元年9月議会で、現段階では、安平・遠浅小の統廃合は無い。2年10月には議会・条例の手続を無

視し、少子化・老朽化・経費を理由に存続・選択制から統廃合としたが、学校の状況は令和元年から変わっていない。再編整備推進方針で課題が見えた訳ではなく、想定・議論されてきた。

早来中再建、選択制と言いつつ、当初から統廃合ではないか。

答弁 再編整備推進方針で、存続・閉校の把握できる体制に変わった。教育委員会の説明不足だと感じている。

**産廃建設反対対応
と学校存続・選択
制取り止めでは、
真逆の答弁。**

質問 町長は、産廃処理場建設問題で一番大事なことは、周辺住民の理解を得ることだと答えている。遠浅小閉校も同じです。地域の理解を得る事が大切で、焦ることはない。選択制を見据えながら閉校に向けて動けば良いのではないか。
答弁 (時間切れ、答弁なし)



はこぎ えいすけ
箱崎英輔議員

アフターコロナを見据えた働き方改革について

団塊世代の高齢化や子育て世代の現状を考えれば、働き方改革は待ったなしの状況ではないのが！

定平町役場としての働き方改革の現状

質問 安平町役場として、コロナ前・コロナ後を経たどのような働き方の取り組みをしているのか。

答弁 庁内職員による働き方改革検討会を令和元年5月に設置し、全職員に対してアンケート調査などを行い、課題と解決の方向性を取りまとめたアクションプランを令和2年3月に策定。また、働き方改革プロジェクトチームを昨年8月庁舎内に設置し現在も継続して課題解決に向けた検討を行っている状況。尚、自治体における働き方改革に求められるものとしては職員が働きやすい職場を実現することにより労働生産性が向上し、安定的な質の高い行政サービスの提供が可能になると認識している。

男性職員の育児休業取得率は0%

質問 女性の産前・産後休業（産休）、育児休業（育

休）及び男性の育休の取得状況は。

答弁 合併後の平成18年度から令和2年度までのデータだが、のべ25名の女性職員が取得している状況で、取得率は女性の育休・産休の取得率は100%で、男性の育休は0%である。

質問 いわゆる男性版産休として話題にもなり今年改正となった育児・介護休業法、雇用保険法が改正になった。これに伴う町としての取組みは。

答弁 現在社会問題となっている男性の育児休業を促すための法の一部改正である。町としても男性職員の育児休業を取得しやすい環境づくりは人口減少対策の観点からも重要と認識している。次期行政改革プランにおいてもこれら職員の働き方改革を重点項目に位置付けていく。

質問 今お聞きした状況から安平町役場としての問題点や課題は。

答弁 育児休業を取得しづらい職場の雰囲気や周囲に迷惑をかけられないという

一般的な労働環境の問題があるが、ワークライフバランスの見直し、フレックスタイトム制度の導入などの声もある。

今後の多様な働き方への対応策は

質問 課題解決策の一つとして、またアフターコロナを見据えて、現在行っている時差出勤などの取組み、職場での土日勤務における平日振替なども含め検討の必要性があるのではないかと、それらを実現することにより、多様な働き方に対応できる環境を創出できるのではないかと。

答弁 新型コロナウイルス対策として、早出、通常、遅出勤務の時差出勤を実施しているとともに、年次有給休暇の積極的取得を求めている。この取り組みの成果として、町としては感染者を1人も出していない、昨年度の時間外勤務が3割削減した。国が行った地方公務員への調査では、このような時差出勤などの柔軟

な勤務体系の導入率が市町村では66%となっている。

質問 安平町の民間企業の実態把握は？

答弁 町として実態把握は未だできていないが、町が率先して働き方改革をすることで、町内企業への意識醸成や普及に取り組んでもらう。

質問 団塊世代の高齢化や子育て世代の現状を考えれば、働き方改革は待ったなしの状況だと思いが。

答弁 デジタル化ということでは、定例庁内会議は大画面、大会議室、ペーパーレスなどを活用して、またこれらを役場内だけではなく、社会福祉協議会、商工会、道の駅などにもデジタルの活用を推進していく。働きやすい環境を後押しする形で子どもを育てやすく、また公共なものだけでなく、民間企業も含めて安平町全体として取組み、それを情報発信していくことが重要だと考えている。



く どうしゅういち
工藤秀一議員

北進地区産業廃棄物最終処分場について

- ◇7年前に約1年かけた処分場設置調査を町は何故放置していたのか
- ◇解決に向けて設置業者や北海道と向き合って話し合っているか
- ◇埋め立て廃棄物を我が町から出さない取り組みをしてはどうか
- ◇環境マネジメントシステムの認証取得についての考えは

質問 業者は生活環境影響調査が完了し環境への影響は小さいと報告。その後、約2か月後に処分場建設を町は同意できない旨伝えたとあるが何故町は調査することを放置していたのか。

答弁 来庁当時は窓口で書類の受け渡しと簡単な説明でその後事業者側からコンタクトもない状況。信頼性に欠け事業がなくなつたものと考え、実質的には調査後の協議をスタートと考える。

質問 処分場が次々と出来てゴミの町になることを懸念している。今後、処分場を計画させない・寄せ付けない為に、埋立て廃棄物を我が町から排出しないゼロエミッションの取り組みについての考えを伺う。

答弁 排出の抑制やリサイクルに関して検討を考えている。処分場は誰かが担わなければならない施設であるが、当町では既に処分場があり、社会的責任は果たしている。条例において規制を考える。

質問 町は環境保全協定の

席についていないが、こちらからの要求を整理し議論するべきと思う。

答弁 業者と町及び住民と信頼関係がない。許可に対して事業者が変わつたからといって認めることはできない。協定によつて不安の解消や安全が守られるものではない。

質問 環境への取り組みを實現する環境マネジメントシステムの取得が必要と考える。①取得している業者と同じ目線で対応できるか。②住民も職員も環境保全と公害防止を学ぶ機会が少なくない。③ISO以外のツールも存在し選択肢がある。考えを伺う。

答弁 ①環境基本条例の基本理念に基づいて対応する。②広報あびらに掲載。今後特集を組む。職員は講習受講で知識向上を図る。③財政負担、事務量が膨大なため取得は考えていない。

早来地区学校再編説明会について

質問 学校選択制は導入せ

ず義務教育学校に統合するとの方針を5月中旬の新聞報道で知つた遠浅小保護者の声から急遽開催された説明会が2回とも2時間以上に及ぶ議論。平行線を辿つた。義務教育学校として遠浅小・安平小を含めた3つの小学校と早来中学校を統合し遠浅小と安平小を廃校にする方針転換を遠浅小の多くの保護者に伝わつていなかった理由を伺う。

答弁 欠席理由として震災後の学校再建、義務教育学校建設、学校選択制と回数が多く、またコロナ禍で開催延期なども原因と思う反省すべき点もあり、説明不足と言われても仕方ない。統合に関する今後の情報提供のあり方について広報・ホームページ・あびらチャネルなどを通じ町民に伝わる工夫をしていく。

質問 会議後は議事録配布が責務と思う。今後、最終決定までの進め方は。

答弁 議事録の提供は考える。今回の説明会もその形にしていきたい。今後の進め方は検討会で判断する。

質問 急ぐことなく議論を尽くして欲しい。統合イコール廃校と受け止めていないし、義務教育学校についても説明不足と思われるが考えを伺う。

答弁 2回の説明会も反対派だけの意見を取り上げ、賛成派の意見は求めていないが、賛否あるのは当たり前なので、その上で判断する立場である事を自覚している。

新型コロナウイルスワクチン接種状況について

質問 職域接種などで他の市町村で接種した場合、どこで接種しても安平町の接種台帳に把握されるか。

答弁 医療機関・自治体、全て同じシステムを使用しているの、既に接種された方が重複して接種することはない。

質問 安平町内での職域接種は検討されているか。

答弁 自治体が直接主導するものではないが、町内数企業が実施すると聞いています。



みうら えみこ
三浦恵美子議員

安平町の財政について

安平町の財政運営と今後の見通し (健全な財政運営が見通せるか)

町民の命と暮らしを守るお金の使い方は

歳入について

質問 中期財政計画と比較して令和2年度、令和3年度の自主財源が増額している要因は。

答弁 令和2年度決算見込み、ふるさと納税と災害関係の寄付金。令和3年度も寄付金が同様で増額。繰越金増額は令和3年度のみ。

質問 令和3年度と過去3年の基準財政収入額の推移をどのように考察しているか。

答弁 変動の大きな要因の一つは地域の中に大きな事業所があり、こちらの収入の増減が要因。

質問 都市計画税の取り扱いを今までどのように検討したか。

答弁 都市計画の要因となる苦小牧東部開発大規模工業基地開発計画が昭和46年に策定され、昭和48年旧早来町で初めて議題に上がりました。当時の議事録から当分の間課税は行わないという記載がされていて、慎重に協議検討するという方針が新町でも引き継がれて

おり、その後議論はされていない。今後も議論を進めるのは難しい。

質問 ふるさと納税の利益率の推移検証をどのように行っているか。

答弁 平成26年度運用開始。利益率の推移は年々減少傾向。平成30年度は震災に伴い返礼品を必要としないふるさと納税が増加したため大幅に増加。令和元年度はその反動で減少。財政効果は運用開始から純利益総額約13億2千万円。道の駅整備、早来小中学校建設事業などの重要施策充当、各種基金に積み立て活用。

質問 町税の収納率の推移と滞納者への対応。滞納審査会での議論はどのように行っているか。個別の事情に合わせて困窮者の場合は生活保護への移行を促す等の対応は。

答弁 直近3年間の現年度分各税とも95%以上。納税相談等個々の生活状況を聞き取りながら分割納付、仕事に就けないなどは健康福祉課に引き継ぎ対応。

歳出について

質問 節約すべき経費と拡充すべき経費をどのように検証しているか。膨らむ経費の節約、社会保障充実、住民サービス向上等は。

答弁 経費の見直しは中期基本計画で安平町総合計画と連動した財政推計、財政計画の見直しを令和4年度策定予定。民間業者との役割分担など見直しによる新たな資金確保にも努める。

質問 町民が求めるお金の使い方について。インフラ整備・国保の子どもに対する均等割減免・社会的検査(PCR)等の考え方は。

答弁 各種計画、町民アンケートの意見を反映しながら投資。PCR検査についてはコロナ交付金使途に基づき検査キット購入。クラスタが起きた際に活用等命とくらしを守る考え方を持っている。

計画通りか。

答弁 当初予算比は大きな相違なし。決算ベースでは令和元年度災害事業等の繰越、コロナ関連事業、定額給付金事業等が加わり20億程度大きくなっている。

質問 経常収支比率と公債費負担比率の推移検証について。

答弁 経常収支比率、公債費負担比率は90%を超え硬直的数値。税収は数年微増傾向だが人口減少や普通交付税等経常収入は減少。固定的経費が大きな負担で経常経費の改善に努める。

質問 財政規模が大きくなり計画からずれている要因は。人口減少で収入が減る予想の中で費用はかさんでいく心配。この状況下でどれだけ町民の皆さんの命と暮らしを守るか。

答弁 主な要因は早来小中学校建設。実質財源確保や経費圧縮など健全な財政運営に取り組んでいきながら持続可能な安平町のまちづくりを進めていく考え。

今後の財政について

質問 令和2年度決算見込みによる財政計画について

(内容は議員本人が要約しています)



よし おか まさ あき
吉岡政昭議員

安平町の「許可取消」の訴え、門前払いに！ 安平町には「取消し申立ての資格がない」と。

産廃施設の2カ所目反対という方針は、 ヒアリングまで固まっていなかった (町長)

安平町には「建設許可取消しを求める資格がない」となぜ、門前払いされたのか？

質問 安平町はリブロックの「産廃処理施設建設許可の取消し」を北海道開発審査会に求めたが、どのような「裁決」が下りたか？

答弁 「却下」だった。

質問 この裁定を下す根拠となった法律は何か？

答弁 行政不服審査法です。

質問 では「却下」以外にどんな裁定があるか？

答弁 「認容」と「棄却」です。

質問 「棄却」と「却下」の違いは何か？

答弁 却下とは、不適法。法に適用しないと言うことです。

質問 棄却とは、「審議の結果理由がないとして退けられる」こと。却下とは、「内容を審議しないで退けられる」こと。つまり、門前払いをされること。なぜ安平町の訴えが、門前払いされたのか、確認したい。

答弁 審査会において、安平町の現状を知って頂きた

く審査請求をした。

この「却下問題」の責任は、誰にあるのか？

質問 審査会の判断は、安平町が様々な責務を負っているにしても、これをもって安平町に独自の不服申立ての利益があるとは認められない。つまり申し立ての資格はない。だから「却下した」と述べている。

この問題には様々な責任問題が生じていると思う。誰が責任を負うのか？

答弁 審査請求を行ったのは町長だから町長になる。

安平町に産廃施設は2つもない、という方針はいつからか。町職員に徹底されていたか？

質問 安平町には産廃施設は2つもないとの発言がある。この方針はいつからか。今後その方針は変わらないのか確認したい。

答弁 今後変わらないという質問はいつの時点まで

を指して言っているのか？

質問 今までの発言の流れから言えば、期限は定められない。それとも状況が変われば認めると言うことか？

答弁 現時点では、住民の方から2カ所目の最終処分場はいらぬという民意がある。また地震で被害を受けた場所だ。その観点から2つ目の処分場はいらぬと考えている。

ヒアリング以前は、「2カ所目は絶対に受け入れない」との方針は固まっていた。(町長)

質問 リブロックが計画を伝えるにきた時の1回目。環境調査結果を報告にきた2回目。そして3回目は課長4人を含めた5人によるヒアリング。いずれも町の幹部が対応しているが、どの時点でも、「安平町は、2つ目の産廃施設はいらぬ」との方針を伝えていない。

答弁 ヒアリング以前は、「2カ所目は絶対に受け入れない」という方針が固まっ

ていたものではない」と理解している。

一般質問を終えて

町の「打合わせ記録簿」

には、方針を変更させるようなヒアリングの記録は見当たらない。H27年のヒアリングでは、環境汚染を心配させる報告も、それを確認する町側の質問や要求も記録されていない。だから「ヒアリングを経て副町長が反対の意思を伝えた」という説明には強い疑問がある。そもそも、町幹部が日頃強調したのは、産廃建設による公害問題よりも「あの会社はとんでもない会社だ」式の悪宣伝だった。一方、議会では町長から「ヒアリングの議事録をどこで入手したのか。リブロックから入手したと思うている。」との憶測発言。重要なのは、記録簿の存在とその内容の信頼性ではないか。記録簿には町の方針変更の根拠となる記録はない。

北海道町村議会議長会表彰

「議員15年以上」



第5回定例議会開会前に 牧田議長から表彰状を伝達

鳥越真由美議員が15年以上の永きにわたり議会議員として職務に精励し地域の振興発展に貢献されたことに対し、北海道町村議会議長会から表彰されました。

【議会事務局からのお願い】

議長宛の文書や案内状などは、議長公務日程調整のため、議会事務局に送付下さいますようお願いいたします。

議会中継の視聴方法について

議会開会中は、次の2通りの方法によりご自宅でライブ中継を視聴できます。

① ご自宅のテレビから



地上デジタル放送
11チャンネル
あびらチャンネル
で視聴できます。

あびらチャンネルは
安平町内限定のエリア放送です

② インターネットから



安平町の
ホームページから
ライブ中継を
視聴できます

安平町のホームページ（トップページ）の「安平町からのお知らせ」の2つ下にある「安平町運営ページのご紹介」の左下、「町議会のライブ・録画配信システム」からライブ中継の画面に入ってください。

安平町運営ページのご紹介



あとがき

新型コロナウイルスの感染が流行して世界中の人々の生活が一変してから一年半が経過しました。安平町も少なからず様々な影響を受け町民の皆さんの声を、微力ながら町政に反映できるように尽力してきました。

令和2年度は災害復旧事業とコロナ対策が重なり大変な年となりました。災害復旧工事はかなり進んでおりますが、新型コロナウイルスの収束は見通しが立たない状況です。『コロナ収束までガマン』を合い言葉に頑張ってきたのも限界が来ているように思えます。困っている人に寄り添う。言葉では簡単に言えますが実際に行動することの難しさを感じています。しかし、できる限り多くの町民に寄り添えるよう、今後も微力ながら尽力していきたいと思えます。

議会広報特別委員会

委員長 三浦 恵美子